

株 主 各 位

大阪府堺市堺区石津北町9番1号
ナ ビ タ ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 辻 谷 潤 一

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日(火曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたく、お願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2019年6月26日(水曜日)午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪府堺市堺区石津北町9番1号
当社本社 4階 カルチャーセンター
(末尾の「第40期定時株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第40期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件 |

決議事項

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	取締役6名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件
第4号議案	取締役の報酬等の額決定の件
第5号議案	監査役の報酬等の額決定の件
第6号議案	役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第7号議案	譲渡制限付株式報酬制度導入の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 招集ご通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.navitas.co.jp>)に掲載させていただきますのでご了承下さい。

事 業 報 告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業の生産活動や収益は、米中貿易摩擦に起因する海外経済の先行き不透明感と輸出への影響が懸念されるものの、高い水準にある企業業績のもとでの設備投資と雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の持ち直しの動きなどから、回復傾向が続いております。

このような状況の中で、当連結会計年度（第40期）を中期経営計画「2020年度安定成長」における「基盤固めから攻めるナビタスへ」転換する重要な年度と捉え、グループガバナンス強化と企業価値の向上のため、事業部制に移行し、将来的な持株会社化の検討を開始いたしました（2019年4月1日持株会社化）。

経営理念を「プラスワンの特殊印刷技術で世界の製品に彩りを与える」と定め、研究開発投資も積極的に行い、次世代への準備と事業の選択と集中を加速いたしました。

この結果、装置事業においては、製販一体となった販売戦略、グループ内での組織並びに製造連携を強めた検査機事業の展開が功を奏しています。商品事業においては、シリコンパッド、転写箔フィルム販売が堅調に推移しました。空気転写機（NATS）事業は、技術自体の先進性と、CO₂並びにVOCガス対策を進める企業での対環境への性能が高く評価されていますが、市場規模の拡大には時間を要すると判断いたしました。フィルムなどのソフト技術をより向上させるために、成形転写（IMR）事業をメインとするナビタスインモールドینگソリューションズ株式会社へ併合し、チャンスを待つことといたしました。

CSC事業（メンテナンス事業）は、事業の収益性より装置販売と商品販売へのフックとなるよう展開することで、成果が表れています。

海外市場においては、中国市場での自動車向け特殊印刷機とASEAN市場における製造・販売が伸長しています。

子会社での画像検査装置分野においては、カード・ラベル・ボトル印刷業界から引き続き高い評価を受けて販売が伸長し、成形転写（IMR）事業においては、アミューズメント業界向けが堅調に推移し、海外市場での箔売上も底堅いものとなりました。

販管費の削減のために、全ての業務について見直しを行い、徹底した合理化を行う一方で、目標達成に応じた処遇の実施も行い、従業員一丸となった体制づくりを行ってまいりました。

一方で、次期システム導入のために、基幹システムのリプレイスプロジェクトをスタートし、第41期秋のカットオーバーを予定しています。また、CRM（営業支援ツール）の導入なども検討を始め、より攻める営業を目指します。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は49億30百万円（前期比12.0%増）となりました。

また、利益面におきましては営業利益が2億33百万円（前期比176.7%増）、経常利益が2億53百万円（前期比141.1%増）となり、特別利益として固定資産の売却益を1億74百万円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益が3億55百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益19百万円）となりました。

地域別セグメントの業績

①国内市場

当社グループの国内市場における販売は、製販一体となった販売戦略、グループ内での製造連携を強めた検査機事業が堅調に推移しました。装置事業では、利益率の高い標準機販売が好調であり、商品事業では、シリコンパッド、転写箔フィルム販売が底堅く、成形転写（IMR）事業も伸長しました。一方で、全ての業務について見直しを行い、徹底した合理化による無理・無駄の排除にも努め、国内市場における売上は、37億28百万円となりました。

②海外市場

中国市場での自動車向け特殊印刷機とASEAN市場における製造・販売が伸長しました。子会社での画像検査装置分野においては、カード・ラベル・ボトル印刷業界から引き続き高い評価を受け販売が伸長し、成形転写関連事業においては、アミューズメント業界向けが堅調に推移し、海外市場での箔売上も底堅いものとなりました。これらの結果、当社グループの海外市場における売上高は、12億2百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中における重要な設備投資等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中における重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

中期経営計画では、グループ全体での売上高について、第42期（2021年3月期）までに50億円を計画していましたが、当連結会計年度において、ほぼ達成できたことから新たな中期経営計画を策定しております。

経営理念を「オンリーワン加飾技術で世界の製品に彩を与え、生活に豊かさと幸福をもたらす。」とし、2つの経営方針を策定いたしました。1つめは、「スピード経営」であり、加飾技術、自動化・省力化技術、画像検査技術を三つの柱として、それぞれの開発力、印刷知識、サービス力を活かし、お客様の課題を即座に解決すること。2つめは、「グローバル展開」であり、すでに展開している中国・ASEANに加え、産業・文化が成熟し印刷リテラシーの高い欧州への進出を果たすことです。

また、引き続き研究開発投資を拡大し対売上高研究開発費率を当連結会計年度の1.8%から第43期までに3%へ引き上げることを目標とし、戦略ソフトウェア開発への投資を重点的に行う予定です。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第37期 (2016年3月期)	第38期 (2017年3月期)	第39期 (2018年3月期)	第40期(当期) (2019年3月期)
売上高 (千円)	3,792,272	4,031,672	4,401,467	4,930,804
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	66,794	△918,505	19,949	355,054
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	15.51	△213.35	4.66	83.67
総資産 (千円)	5,051,414	4,385,999	4,404,488	4,740,910
純資産 (千円)	3,857,983	2,896,259	2,854,027	3,168,941

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第37期 (2016年3月期)	第38期 (2017年3月期)	第39期 (2018年3月期)	第40期(当期) (2019年3月期)
売上高 (千円)	1,779,035	1,723,381	1,947,725	2,201,091
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	69,864	△922,194	△43,941	336,916
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	16.23	△214.21	△10.26	79.39
総資産 (千円)	3,849,487	2,919,415	2,914,911	3,121,950
純資産 (千円)	3,234,716	2,280,404	2,173,308	2,478,818

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（2019年3月31日現在）

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ナビタスインモールディングソリューションズ株式会社	20,000千円	100%	特殊印刷機械の関連機器及び関連資材の製造、販売
納維達斯机械(蘇州)有限公司	1,000千米ドル	100%	精密印刷機械及び関連資材、部品の製造、販売並びにアフターサービスの提供
ナビタスビジョンソリューション株式会社	20,000千円	100%	画像検査システムとその周辺機器の開発並びに販売
NAVITAS VIETNAM CO., LTD.	300千米ドル	100%	精密印刷機械及び関連資材、部品の製造、販売並びにアフターサービスの提供
タクトピクセル株式会社	30,000千円	100%	パッケージングソフトウェア及びその関連製品と関連技術の開発研究並びに設計、製造
ナビタス装置株式会社	20,000千円	100%	特殊印刷機械とその周辺関連機器及び資材の製造並びに販売
NAVITAS THAILAND CO., LTD.	10,000千 タイバツ	98% [2%]	画像検査処理システムの販売

(注) 1. ナビタス装置株式会社は、2018年10月1日に、また、NAVITAS THAILAND CO., LTD. は、2019年1月1日に設立しております。

2. 2019年4月1日付でナビタスインモールディングソリューションズ株式会社は、ナビタスニイズ株式会社ナビタスビジョンソリューション株式会社は、ナビタスビジョン株式会社に、ナビタス装置株式会社は、ナビタスマシナリー株式会社にそれぞれ商号変更しております。

3. 議決権の所有割合の [] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

(7) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは、プラスチックの加飾機械としての熱転写装置、印刷装置及び成形転写装置並びにこれら装置の関連商品等の製造・販売、また、画像検査システムとその周辺機器の開発・販売を行っております。

(8) 主要な事業所（2019年3月31日現在）

①当社

本 社：大阪府堺市堺区石津北町9番1号

工 場：第一工場：大阪府堺市堺区石津北町9番1号

第二工場：大阪府堺市西区浜寺石津町東1丁5番15号

東京支店：東京都渋谷区渋谷3丁目9番10号 渋谷アサヒビル

中部営業所：愛知県東海市中央町7丁15番地 中央ビル

(注) 東京支店は、2018年4月9日付をもって東京都渋谷区へ移転しております。

②子会社

ナビタスインモールディングソリューションズ株式会社

(本社：大阪府堺市西区浜寺石津町東1丁5番15号)

納維達斯机械(蘇州)有限公司

(本社：中国江蘇省蘇州工業園區唯亭鎮春輝路5－4A)

ナビタスビジョンソリューション株式会社

(本社：神奈川県横浜市港北区新羽町472番地)

NAVITAS VIETNAM CO.,LTD.

(本社：Lot C2, Road N14 , Dong An 2 Industrial Park , Hoa Phu Ward, Thu Dau Mot City , Binh Duong Province Vietnam)

タクトピクセル株式会社

(本社：神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目7番地18第2上野ビル539号)

ナビタス装置株式会社

(本社：大阪府堺市堺区石津北町9番1号)

NAVITAS THAILAND CO.,LTD.

(本社：135/70-71 Bangkhunnon Rd., Bangkoknoi, Bangkok 10700 Thailand)

(9) 従業員の状況(2019年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
186名	30名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
84名(3名)	7名増	46.11歳	12.30年

(注) 従業員数は在籍社員を示し、臨時従業員(パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員)は、()内に在籍人員を外数で記載しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2018年11月28日開催の臨時株主総会の承認を経て、2019年4月1日付で当社を分割会社、当社の100%子会社である2社を承継会社とする吸収分割を実施し、持株会社体制へ移行いたしました。

なお、本取引に関する詳細は連結計算書類の連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」及び計算書類の個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載の通りであります。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 15,780,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,722,500株（自己株式1,478,935株を含む。） |
| (3) 株主数 | 2,107名 |
| (4) 大株主 | |

氏名または名称	所有株式数(株)	持株比率(%)
ナビタス持株会	435,800	10.27
ツジカワ株式会社	150,420	3.54
水元公仁	143,800	3.39
日本生命保険相互会社	114,400	2.70
上野良武	113,910	2.68
株式会社 トービ	104,320	2.46
ナビタス従業員持株会	88,992	2.10
平木誠一	87,585	2.06
上村拓	78,100	1.84
三菱UFJ信託銀行株式会社	73,150	1.72

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,478,935株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式（1,478,935株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	辻 谷 潤 一	ナビタスビジョンソリューション株式会社代表取締役 タクトピクセル株式会社取締役会長
常 務 取 締 役	菊 池 浩 司	A S E A N担当 NAVITAS VIETNAM CO., LTD. 代表取締役 NAVITAS THAILAND CO., LTD. 代表取締役
取 締 役	関 口 泰 之	商品事業部部長 ナビタスインモールディングソリューションズ株式会社代表取締役社長
取 締 役	日 沼 徹	管理本部長兼東京支店長 ナビタスビジョンソリューション株式会社取締役 タクトピクセル株式会社取締役
取 締 役	坂 本 昌 和	株式会社ハクホウ 人事労務担当
常 勤 監 査 役	山 元 廣 治	
監 査 役	原 正 和	弁護士 コタ株式会社社外取締役
監 査 役	吉 嶋 厚	オリックス・インテリア株式会社社営業主幹

(注)1. 取締役坂本昌和氏は、社外取締役であります。

2. 監査役原正和氏、吉嶋厚氏は、社外監査役であります。

3. 取締役坂本昌和氏及び監査役原正和氏、吉嶋厚氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

4. 監査役原正和氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しておられます。

5. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各部署の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図る為に執行役員制度を導入しております。

6. ナビタスインモールディングソリューションズ株式会社、ナビタスビジョンソリューション株式会社、タクトピクセル株式会社は、当社の子会社であります。

7. ①2018年6月26日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって、取締役藤本雅也氏は任期満了により退任いたしました。

②2018年6月26日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役坂本享、飯島奈絵及び高橋修司の各氏は任期満了により退任いたしました。

③2018年6月26日開催の第39回定時株主総会において、関口泰之及び日沼徹の各氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

④2018年6月26日開催の第39回定時株主総会において、辻誠氏は新たに社外取締役に選任され就任いたしました。

- ⑤2018年6月26日開催の第39回定時株主総会において、石村俊彦氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
- ⑥2018年6月26日開催の第39回定時株主総会において、原正和、吉嶋厚の各氏は新たに社外監査役に選任され就任いたしました。
- ⑦2018年11月28日開催の臨時株主総会終結の時をもって、社外取締役辻誠氏は退任いたしました。
- ⑧2018年11月28日開催の臨時株主総会終結の時をもって、監査役石村俊彦氏は退任いたしました。
- ⑨2018年11月28日開催の臨時株主総会において、坂本昌和氏は新たに社外取締役に選任され就任いたしました。
- ⑩2018年11月28日開催の臨時株主総会において、山元廣治氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。

8. 当事業年度中の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は、次の通りです。

- ①常務取締役菊池浩司氏は、2018年12月13日付で商品事業部長からASEAN担当となりました。
- ②取締役関口泰之氏は、2018年12月13日付で商品事業部長に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数 (名)	報酬等の総額(千円)
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7 (2)	58,287 (867)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	3,360 (1,920)
監 査 役 （うち社外監査役）	4 (2)	7,326 (3,865)
合 計 （うち社外役員）	14 (6)	68,973 (6,652)

(注)1. 上記には、2018年6月26日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名及び取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役2名）及び2018年11月28日開催の臨時株主総会において退任した取締役（監査等委員を除く）1名（社外取締役）及び監査役1名を含めております。なお当社は、2018年6月26日に監査等委員会設置会社から監査役会設置会社に移行しております。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年6月26日開催の第39期定時株主総会にて年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第37期定時株主総会にて年額25,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

5. 監査役の報酬限度額は、2018年6月26日開催の第39期定時株主総会にて、年額25,000千円以内と決議いただいております。
6. 上表の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
 当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額4,973千円（取締役（監査等委員を除く）6名4,237千円（うち社外取締役1名67千円）、取締役（監査等委員）3名210千円（うち社外取締役1名90千円）、監査役4名526千円（うち社外監査役2名265千円）
7. 上記のほか、2018年6月26日開催の第39期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役4名（監査等委員3名含む）に対し支払った役員退職慰労金は以下の通りであります。

- ・取締役（監査等委員を除く）1名に対し 4,187千円
- ・取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役3名）に対し 4,882千円

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動内容

区 分	氏 名	主な活動内容
取 締 役	辻 誠	2018年6月26日就任以降2018年11月28日退任までに開催された取締役会の殆どに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取 締 役	坂 本 昌 和	2018年11月28日就任以降に開催された取締役会の殆どに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	原 正 和	2018年6月26日就任以降に開催された取締役会及び監査役会の殆どに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	吉 嶋 厚	2018年6月26日就任以降に開催された取締役会及び監査役会の殆どに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場からの発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) 当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2018年6月26日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
①当社が支払うべき報酬等の額	20,000千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の相当額	24,000千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等の区分をしておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務である持株会社化検討に関する財務・税務支援業務についての対価を支払っております。

4. 当社の連結子会社のうち、納維達斯机械（蘇州）有限公司及びNAVITAS VIETNAM CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社都合による場合の他、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込がないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査役会は監査役の全員の同意により、会計監査人の解任または不再任をいたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社の取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者またはその提案者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針を2007年5月21日開催の当社取締役会において以下の通り決議し、2007年6月27日開催の当社定時株主総会でご承認をいただき、「買収防衛策」として導入し、2016年6月28日開催の第37期定時株主総会でこれを継続することを決議しております。

①本方針に対する基本的な考え方

当社取締役会は、株式の大規模買付等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的に当社株式を保有する当社株主の皆様に委ねられるべきものであると考えます。

もっとも、大規模買付行為がなされた場合、株主の皆様には当該行為の是非及び株式継続保有の是非をご判断いただく為には、当社取締役会及び大規模買付者双方から株主の皆様には適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。大規模買付行為による当社及び当社グループへの影響、大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針や事業計画の内容、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等は、株主の皆様には大規模買付行為の是非や株式継続保有の是非をご判断いただく際の重要な判断材料になるものと存じます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に関しては、大規模買付者から事前に株主の皆様への判断の為に必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される機会を確保し、かかる情報が提供された後、速やかに大規模買付行為の是非を検討して、独立の外部専門家等の助言を受けながら意見を形成し、公表する所存であります。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様には当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が当社取締役会から提示された場合には）その代替案をご検討いただくことが可能となり、最終的な応否を適切に決定していただけることとなります。

当社取締役会は、大規模買付行為が上記の意見を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

②大規模買付ルール概要

イ．情報の提供

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは ①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し ②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の意向表明をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成の為の必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の通りです。

- a. 大規模買付行為及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- b. 大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- c. 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- d. 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- e. 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

ロ．取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、その期間内に大規模買付行為についての取締役会としての意見を形成します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

ハ．独立委員会の設置

大規模買付ルールにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗処置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保する為、当社は取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の構成員、当社の業務執行を行う経営陣及び対象買付者からの独立性が高い有識者3名以上とします（あらかじめ候補者を定めますが、当社取締役会が経営陣及び対象買付者からの独立性が低いと判断した場合は、候補者を変更するか、候補者以外から独立委員会を選任することがあります）。当社取締役会は、前述の事項の検討及び判断を成すに際して、かかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告するものとします。

独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高める為に必要に応じ、当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める等、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議及び決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗処置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。当社取締役会の決定に際しては、独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続きを経なければならぬものとするにより、当社取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保しています。また、当社取締役会の決定に際しては、当社監査役の意見も尊重したうえで決定することにより、当社取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保しています。

③大規模買付行為がなされた場合の対応

イ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗処置はとりません（当該買付提案についての反対意見の表明、代替案の提示等を行うことはございます）。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家等の意見も参考にし、監査役の意見も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

ロ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的とし、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社の定款が認める対抗処置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗処置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また、監査役の意見も十分に尊重したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、上記買収防衛策につきましては、2019年5月15日開催の当社取締役会において継続しないことを決議しております。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保する為の体制

コンプライアンス体制にかかる規程を制定し、役職員が法令・定款及び当社の社是を遵守した行動を取るための行動規範を定める。また、その徹底を図る為、管理本部にて全社のコンプライアンスの取り組みを統括・監査する。これら活動は定期的に取締役会に報告するものとし、取締役会には社外監査役を含む監査役も全員出席する。法令上疑義のある行為等について従業員が情報提供を行う手段として内部通報システムを構築し、同システムにより、法令違反行為等の通報を受けた場合には、調査、事実確認、再発防止策の策定を行い、取締役会及び監査役会に報告する。

②取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、資金運用、為替等にかかるリスクのうち、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は管理本部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うこととする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

イ. 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期計画を策定する。

ロ. 取締役会は、中期経営計画を具体化する為、中期経営計画に基づき、每期、事業部門毎の業績目標及び予算を設定する。取締役会は、研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に、取締役会は、各事業部門への効率的な人的資源の配分を行う。

ハ. 各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。

ニ. 月次の業績はITを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会に報告する。

ホ. 取締役会は、毎月、月次の業績について、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。

ヘ. 前項の議論を踏まえ、各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が重視すべき具体的な施策及び権限分配を含めた業務遂行体制の改善を図る。

- ⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
管理本部が、当社及び子会社からなる企業集団全体の法令順守、リスク管理を組織横断的に監視すると共に、当社取締役会に子会社の取締役も出席し、次の事項を報告する。
- イ．経営会議で決議された事項
 - ロ．会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ハ．毎月の経営状況として重要な事項
 - ニ．内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ホ．重大な法令・定款違反
 - ヘ．内部通報制度の通報状況及び内容
 - ト．その他コンプライアンス上重要な事項
- ⑥反社会的勢力を排除する為の体制
- イ．反社会的勢力を排除していくことは企業としての責務であり、業務の適正を確保する為に必要な事項であることを取締役、使用人及び当企業集団の全てにおいて深く認識し、その犯罪防止に向けて体制の整備を行う。
 - ロ．反社会的勢力に対する情報収集及び反社会的勢力等への対応については管理本部を統括部署とし、管理本部は、随時、関係行政機関や顧問弁護士に相談を行い、助言、指導を受ける。
- ⑦監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助する使用人（以下、「補助職員」といいます。）を置くことを求めた場合、取締役会は、特段の事由がない限り、監査役が当社使用人のうちから補助職員を選任することを認める。監査役より監査業務の指示、命令を受けた補助職員は、その指示、命令に関し、取締役他役職員の指揮命令を受けないものとし、補助職員の人事異動は監査役会の同意を得る。
- ⑧取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ．取締役は、次の事項を監査役に報告する。
 - a．経営会議で決議された事項
 - b．会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - c．毎月の経営状況として重要な事項
 - d．内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - e．重大な法令・定款違反
 - f．内部通報制度の通報状況及び内容
 - g．その他コンプライアンス上重要な事項

ロ．使用人は前項②及び⑤に関する重大な事項を発見した場合、監査役(社外監査役を含む。)にこれを直接報告することができる。

⑨その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保する為の体制

監査役は会計監査人と定期的に意見交換会を開催し、また、取締役会等の重要な社内会議に出席し、意見を聴取する。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、上記(2)に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備し、また、企業集団の業務の適正を確保するための適切な運用に努めており、当該体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

- ①取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるため、社外監査役2名を含む3名の監査役も取締役会に出席したうえで、議事運営及び決議内容を監査し、かつ積極的に意見表明を行っております。
- ②監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うと共に、当社代表取締役及び取締役・会計監査人とのコミュニケーションの充実を図っております。また、常勤監査役は、業務報告会等の社内の重要な会議に出席し、各部門への往査及び重要文書の閲覧を中心に職務の執行状況を監視しております。
- ③内部監査は、内部監査室が担当しております。具体的には、内部監査室は、各部署の業務が法令・定款・社内規則等に従い、適正かつ有効に運営されているかを調査し、その結果を代表取締役に報告すると同時に適切な指導を行うことにより、経営効率の向上を図り、不正や事故の発生を未然に防ぐため、内部監査を実施しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策は、将来の事業展開と経営体質の強化の為に内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続実施していくことを基本方針としております。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めており、期末配当の年1回の剰余金の配当を実施する方針であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、期末配当金は1株につき10円00銭としております。

内部留保金につきましては、時代の要求や市場のニーズに応える優れた製品開発・研究開発活動及び経営体質の一層の改善・効率化のための投資等に活用し、事業の発展に貢献してまいります。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	(4,012,224)	流 動 負 債	(1,456,133)
現 金 及 び 預 金	2,372,293	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	998,017
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	786,710	短 期 借 入 金	37,770
電 子 記 録 債 権	186,306	リ ー ス 債 務	5,040
商 品 及 び 製 品	108,747	未 払 法 人 税 等	73,894
仕 掛 品	294,169	未 払 消 費 税 等	49,326
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	164,383	賞 与 引 当 金	48,238
そ の 他	101,189	そ の 他	243,845
貸 倒 引 当 金	△1,574	固 定 負 債	(115,835)
固 定 資 産	(728,685)	リ ー ス 債 務	8,633
有 形 固 定 資 産	(302,275)	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	70,455
建 物 及 び 構 築 物	7,687	退 職 給 付 に 係 る 負 債	36,747
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	27,631	負 債 合 計	1,571,968
土 地	239,171	純 資 産 の 部	
そ の 他	27,785	株 主 資 本	(3,096,374)
無 形 固 定 資 産	(28,116)	資 本 金	100,000
ソ フ ト ウ ェ ア	8,529	資 本 剰 余 金	1,918,775
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	19,587	利 益 剰 余 金	1,550,600
投 資 そ の 他 の 資 産	(398,294)	自 己 株 式	△473,001
投 資 有 価 証 券	256,120	その他の包括利益累計額	(72,567)
退 職 給 付 に 係 る 資 産	904	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	28,638
繰 延 税 金 資 産	99,643	為 替 換 算 調 整 勘 定	43,929
そ の 他	42,308	純 資 産 合 計	3,168,941
貸 倒 引 当 金	△683	負 債 純 資 産 合 計	4,740,910
資 産 合 計	4,740,910		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,930,804
売上原価		3,249,539
売上総利益		1,681,265
販売費及び一般管理費		1,448,114
営業利益		233,150
営業外収益		
受取利息	129	
受取配当金	5,758	
受取賃貸料	10,494	
受取保険金	8,557	
その他の	3,016	27,955
営業外費用		
支払利息	1,857	
為替差損	4,070	
その他の	1,805	7,732
経常利益		253,372
特別利益		
固定資産売却益	174,057	174,057
特別損失		
固定資産除却損	922	922
税金等調整前当期純利益		426,507
法人税、住民税及び事業税	115,423	
法人税等調整額	△43,970	71,452
当期純利益		355,054
親会社株主に帰属する当期純利益		355,054

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2018年4月1日残高	1,075,400	943,375	1,219,634	△473,001	2,765,408
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△21,217		△21,217
親会社株主に帰属 する当期純利益			355,054		355,054
連結範囲の変動			△2,870		△2,870
減 資	△975,400	975,400			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	△975,400	975,400	330,966	—	330,966
2019年3月31日残高	100,000	1,918,775	1,550,600	△473,001	3,096,374

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	
2018年4月1日残高	38,827	49,792	88,619	2,854,027
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			—	△21,217
親会社株主に帰属 する当期純利益			—	355,054
連結範囲の変動			—	△2,870
減 資			—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△10,189	△5,863	△16,052	△16,052
当 期 変 動 額 合 計	△10,189	△5,863	△16,052	314,913
2019年3月31日残高	28,638	43,929	72,567	3,168,941

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7 社

連結子会社の名称

ナビタスインモールディングソリューションズ株式会社

納維達斯机械（蘇州）有限公司

ナビタスビジョンソリューション株式会社

NAVITAS VIETNAM CO., LTD.

タクトピクセル株式会社

NAVITAS THAILAND CO., LTD.

ナビタス装置株式会社

なお、2019年4月1日付でナビタスインモールディングソリューションズ株式会社はナビタスニイズ株式会社に、ナビタスビジョンソリューション株式会社はナビタスビジョン株式会社に、ナビタス装置株式会社はナビタスマシナリー株式会社にそれぞれ商号変更しております。

(2) 連結の範囲の変更に関する事項

タクトピクセル株式会社については、重要性が増したことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。また、NAVITAS THAILAND CO., LTD. 及びナビタス装置株式会社については、新たに設立したことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち納維達斯机械（蘇州）有限公司及びNAVITAS VIETNAM CO., LTD. 並びにNAVITAS THAILAND CO., LTD. の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

 その他有価証券

 時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

 時価のないもの……移動平均法による原価法

たな卸資産

 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

 製品……………主に個別法

 仕掛品……………個別法

 原材料……………総平均法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日（リース資産を除く）日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

 また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

 建物及び構築物……………5～50年

 機械装置及び運搬具…10年

無形固定資産

 定額法を採用しております。

 （リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金

 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社及び国内連結子会社は役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税等については、税抜方式により処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は、88,310千円であります。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 追加情報

(連結納税制度の適用)

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第5号 平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

短期借入金384千円(1年内返済予定の長期借入金384千円)の担保として抵当に供しているものは、次の通りであります。

機械装置及び運搬具 1,160千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,845,719千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	5,722,500株
------	------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2018年6月26日開催の定時株主総会において、次の通り決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	21,217千円
1株当たり配当額	5.00円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月26日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定です。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	42,435千円
1株当たり配当額	10.00円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月27日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式、公社債等を対象とした投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。また、その一部には原料等の輸入及び海外生産に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日や残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。また、外貨建の営業債権債務については、為替相場の状況を継続的に把握することで為替の変動リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません。（（注2）を参照下さい。）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	2,372,293	2,372,293	—
②受取手形及び売掛金	786,710		
貸倒引当金（※）	△1,574		
	785,135	785,135	—
③投資有価証券			
その他有価証券	204,070	204,070	—
資産計	3,361,500	3,361,500	—
④支払手形及び買掛金	998,017	998,017	—
負債計	998,017	998,017	—

（※）受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

④支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額52,050千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 746.76円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 83.67円 |

8. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、2018年11月28日開催の臨時株主総会の承認を経て、2019年4月1日付で当社を分割会社、当社の100%子会社である2社を承継会社とする吸収分割を実施し、持株会社体制へ移行いたしました。

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及び当該事業の内容

装置事業・・・特殊印刷機械等の製造販売

商品事業・・・特殊印刷機械の関連資材等の製造販売

②企業結合日

2019年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を分割会社、当社の100%子会社である2社を承継会社とする吸収分割。

各事業の承継会社は以下のとおりです。なお、2019年4月1日付でそれぞれ商号を変更しております。

装置事業・・・ナビタスマシナリー株式会社

(旧 ナビタス装置株式会社)

商品事業・・・ナビタスニイズ株式会社

(旧 ナビタスインモールディングソリューションズ株式会社)

④その他取引の概要

ナビタスグループは、プラスチックの加飾機械としての熱転写装置、印刷装置及び成形転写装置並びにこれらの装置の関連商品等の製造・販売、また、画像検査システムとその周辺機器の開発・販売を行っております。また、重要主力製品と位置づけてきた「空気転写機(NATS)」への開発投資を継続すると共に、国内市場と海外市場（特に中国市場）への営業展開を積極的に行ってまいりました。

このような状況のもと、以下の目的を達成するため、当社の事業を分離し、持株会社体制に移行することで、ナビタスグループのグループガバナンス強化と企業価値の向上に取り組んでまいります。

- i グループ全体の事業最適化
- ii 戦略的意思決定とその迅速化
- iii 人材の育成
- iv 経営幹部候補の養成と子会社経営委任
- v 事業ドメインと事業責任の明確化

⑤分割する資産、負債の項目及び帳簿価額（2019年3月31日現在）

ナビタス装置株式会社

（単位：千円）

資産		負債	
項 目	帳簿価額	項 目	帳簿価額
流動資産	548,222	流動負債	25,886
固定資産	6,232	固定負債	17,902
合 計	554,455	合 計	43,789

ナビタスインモーリングソリューションズ株式会社

（単位：千円）

資産		負債	
項 目	帳簿価額	項 目	帳簿価額
流動資産	198,283	流動負債	22,127
固定資産	7,521	固定負債	6,525
合 計	205,805	合 計	28,653

（2）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月31日

ナビタス株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小幡琢哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今井康好 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナビタス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナビタス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第40期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月31日

ナビタス株式会社 監査役会

常勤監査役 山 元 廣 治 ㊞

社外監査役 原 正 和 ㊞

社外監査役 吉 嶋 厚 ㊞

以 上

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	(2,238,201)	流 動 負 債	(589,967)
現 金 及 び 預 金	1,268,961	支 払 手 形	253,718
受 取 手 形	146,289	買 掛 金	150,024
電 子 記 録 債 権	104,842	リ ー ス 債 務	5,040
売 掛 金	353,255	未 払 金	64,981
商 品 及 び 製 品	49,467	未 払 費 用	27,009
仕 掛 品	194,202	未 払 消 費 税 等	34,672
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	66,194	未 払 法 人 税 等	5,167
前 払 費 用	11,205	前 受 金	299
そ の 他	44,427	預 り 金	10,114
貸 倒 引 当 金	△645	前 受 収 益	8,550
固 定 資 産	(883,748)	賞 与 引 当 金	30,389
有 形 固 定 資 産	(253,564)	固 定 負 債	(53,164)
建 物	1,957	リ ー ス 債 務	8,633
機 械 装 置	3,848	退 職 給 付 引 当 金	36,031
工 具、器 具 及 び 備 品	8,587	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	8,500
土 地	239,171	負 債 合 計	643,132
無 形 固 定 資 産	(25,529)	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	5,942	株 主 資 本	(2,450,179)
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	19,587	資 本 金	(100,000)
投 資 そ の 他 の 資 産	(604,654)	資 本 剰 余 金	(1,918,775)
投 資 有 価 証 券	256,120	資 本 準 備 金	942,600
関 係 会 社 株 式	250,083	そ の 他 資 本 剰 余 金	976,175
繰 延 税 金 資 産	70,632	利 益 剰 余 金	(904,405)
破 産 更 生 債 権 等	683	利 益 準 備 金	136,639
そ の 他	27,818	そ の 他 利 益 剰 余 金	767,766
貸 倒 引 当 金	△683	別 途 積 立 金	330,000
資 産 合 計	3,121,950	繰 越 利 益 剰 余 金	437,766
		自 己 株 式	(△473,001)
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	(28,638)
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	28,638
		純 資 産 合 計	2,478,818
		負 債 純 資 産 合 計	3,121,950

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
高 上 売 上 原 価		2,201,091
原 価		1,519,889
総 利 益		681,201
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		651,708
営 業 利 益		29,492
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	672	
受 取 配 当 金	50,878	
受 取 貸 貸 料	20,694	
受 取 保 険 金	8,557	
そ の 他	4,014	84,817
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	1,112	
そ の 他	383	1,496
経 常 利 益		112,813
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	174,057	174,057
税 引 前 当 期 純 利 益		286,870
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,144	
法 人 税 等 調 整 額	△55,190	△50,045
当 期 純 利 益		336,916

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
		資 本 準備金	その他 資本 剰余金	資 本 剰余金 合 計		その他利益剰余金	利益剰余金 合 計	
2018年4月1日残高	1,075,400	942,600	775	943,375	136,639	430,000	22,067	588,707
当 期 変 動 額								
別 途 積 立 金 の 取 崩				－		△100,000	100,000	－
剰 余 金 の 配 当				－			△21,217	△21,217
当 期 純 利 益				－			336,916	336,916
減 資	△975,400		975,400	975,400				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	△975,400	－	975,400	975,400	－	△100,000	415,698	315,698
2019年3月31日残高	100,000	942,600	976,175	1,918,775	136,639	330,000	437,766	904,405

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差額 等合計	
2018年4月1日残高	△473,001	2,134,480	38,827	38,827	2,173,308
当 期 変 動 額					
別 途 積 立 金 の 取 崩		－			－
剰 余 金 の 配 当		△21,217			△21,217
当 期 純 利 益		336,916			336,916
減 資		－			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△10,189	△10,189	△10,189
当 期 変 動 額 合 計	－	315,698	△10,189	△10,189	31,698
2019年3月31日残高	△473,001	2,450,179	28,638	28,638	2,478,818

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品……………	主に個別法
仕掛品……………	個別法
原材料……………	総平均法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物…………… 5～50年 機械装置及び運搬具…………… 10年
無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等については、税抜方式により処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 追加情報

(連結納税制度の適用)

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」

(企業会計基準委員会実務対応報告第5号 平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,751,578千円

(2) 保証債務

下記会社の金融機関からの借入債務に対し、次の通り保証を行っております。

納維達斯机械(蘇州)有限公司 38,057千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権 156,976千円

短期金銭債務 20,995千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 193,121千円

仕入高 107,602千円

販売費及び一般管理費 5,115千円

営業取引以外の取引による取引高 58,504千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式 1,478,935株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (単位：千円)

賞与引当金 10,513

退職給付引当金 12,465

減損損失 142,158

減価償却 146,475

繰越欠損金 125,032

その他 58,249

繰延税金資産小計 494,894

評価性引当額 △416,102

繰延税金資産合計 78,791

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △6,298

その他 △1,860

繰延税金負債合計 △8,159

繰延税金資産純額 70,632

8. 関連当事者との取引に関する注記
子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	ナビタスイン モールディング ソリューションズ(株)	堺市 西区	20,000	製造業	所有直接 100.0	事務所・工場 の賃貸 役員の兼任	賃貸料の 受取(注)1	10,200	-	-
子会社	納維達斯机械 (蘇州)有限 公司	中国 江蘇省	103,061	製造業	所有直接 100.0	債務保証	債務保証 (注)2	38,057	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 賃貸料については、近隣の取引実勢等を勘案し、交渉の上、決定しております。

(注)2. 当社は納維達斯机械（蘇州）有限公司の金融機関からの借入債務に対し保証を行っております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 584.14円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 79.39円 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、2018年11月28日開催の臨時株主総会の承認を経て、2019年4月1日付で当社を分割会社、当社の100%子会社である2社を承継会社とする吸収分割を実施し、持株会社体制へ移行いたしました。

詳細については「連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記（会社分割による持株会社体制への移行）」をご参照ください。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月31日

ナビタス株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小幡琢哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今井康好 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナビタス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2019年4月1日付で会社を分割会社、100%子会社である2社を承継会社とする吸収分割を実施し、持株会社体制に移行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月31日

ナビタス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 山 元 廣 治 ㊞

社 外 監 査 役 原 正 和 ㊞

社 外 監 査 役 吉 嶋 厚 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様には安定した配当を継続実施していくことを基本方針としております。

この基本方針に則り、当期の剰余金の処分につきましては、次の通りとさせていただきます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき10円00銭
総額42,435,650円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月27日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数
1	つじ たに じゅん いち 辻 谷 潤 一 (1957年7月8日生)	1983年3月 京都大学大学院工学研究科修了 2003年11月 当社入社 2007年4月 当社執行役員IDP部長 2010年6月 当社取締役検査装置部長 2011年4月 ナビタスビジョンソリューション株式会社(現ナビタスビジョン株式会社) 代表取締役（現任） 2011年6月 当社取締役退任 2014年6月 当社取締役 2017年4月 当社代表取締役（現任） 2018年1月 タクトピクセル株式会社代表取締役 2018年5月 同社取締役会長（現任） <重要な兼職の状況> ナビタスビジョン株式会社代表取締役 タクトピクセル株式会社取締役会長	53,900株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数
2	きく ち こう じ 菊 池 浩 司 (1959年2月2日生)	1983年3月 姫路工業大学産業機械工学科修士課程修了 2007年10月 当社入社 2008年7月 当社東京支店長 2011年3月 当社退社 2011年4月 ナビタスビジョンソリューション株式会社（現ナビタスビジョン株式会社）取締役 2017年4月 ナビタス株式会社入社商品事業部長 2017年6月 当社取締役商品事業部長 2018年4月 当社常務取締役商品事業部長 2018年12月 当社取締役A S E A N担当（現任） <重要な兼職の状況> NAVITAS VIETNAM CO., LTD. 代表取締役 NAVITAS THAILAND CO., LTD. 代表取締役	20,000株
3	せき ぐち やす ゆき 関 口 泰 之 (1966年9月4日生)	1985年3月 大阪府立汎愛高等学校 卒業 1985年4月 大平工業株式会社（現当社）入社 1996年3月 エヌアイエス株式会社（現ナビタスニイズ株式会社）入社・転籍 2006年6月 同社取締役部長 2012年6月 同社常務取締役 2013年6月 同社専務取締役 2014年6月 同社代表取締役社長（現任） 2017年6月 当社執行役員商品事業部副事業部長 2018年6月 当社取締役商品事業部副事業部長 2018年12月 当社取締役商品事業部部長（現任） <重要な兼職の状況> ナビタスニイズ株式会社代表取締役社長	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	ひぬまとおる 日 沼 徹 (1961年6月1日生)	1986年3月 中央大学商学部会計学科 卒業 1986年4月 山一証券株式会社 1998年5月 シグマベイスキャピタル株式会社 1999年10月 松井証券株式会社 2002年6月 同社 取締役システム企画部長 2003年8月 株式会社ジャスダック証券取引所 2004年11月 株式会社パソナキャリア 2006年3月 株式会社まぐまぐ 執行役員 2006年3月 株式会社GMOアドパートナーズ(社外取締役兼務) 2007年1月 株式会社まぐまぐ 取締役 2014年4月 株式会社まぐまぐ 代表取締役 2015年6月 株式会社ケーアイエス 取締役 2017年9月 当社入社執行役員企画室室長 2018年4月 当社執行役員管理本部長兼東京支店長 2018年6月 当社取締役管理本部長兼東京支店長(現任) <重要な兼職の状況> ナビタスビジョン株式会社取締役 タクトピクセル株式会社取締役	5,200株
5※	すえ たけ しょう じ 末 竹 祥 二 (1961年7月31日生)	1984年3月 東京工芸大学電子工学科 卒業 1984年4月 シルバー精工株式会社 1987年4月 株式会社東京磁気印刷 2003年4月 株式会社トッパンTDKレーベル(現トッパンインフォメディア)課長 2006年4月 同社 技術部 部長 2013年4月 同社 福島工場 工場長 2016年4月 同社 技術本部長 2017年4月 同社 技術開発担当 執行役員 2018年10月 当社入社 執行役員 装置事業部長(現任)	5,000株
6※	しげ た あつ し 重 田 篤 史 (1972年3月6日生)	1995年3月 桐蔭横浜大学工学部 卒業 1995年4月 株式会社アイ・ジー・エス 1997年4月 日立ビジネスソリューション株式会社 2004年12月 株式会社アットウェア設立 取締役就任(現任) <重要な兼職の状況> 株式会社アットウェア取締役	一株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 重田篤史氏が取締役に選任された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 重田篤史氏は、社外取締役候補者であります。社外取締役候補者に関する特記事項は、以下の通りであります。
- (1) 社外取締役候補者とする理由
- 重田篤史氏は、数々の企業の経営支援に参画された豊かな経験を活かして、経営陣から独立した立場で客観的かつ中立的な立場で当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、社外取締役候補者となりました。
- (2) 当社は、重田篤史氏を東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、独立役員に指定し同取引所へ届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役山元廣治氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。
つきましては、同氏の補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
監査役の候補者は、次の通りであります。

ふりがな 氏 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
いえ うじ のぶ やす 家氏信康 (1955年3月30日生)	1977年3月 慶応義塾大学工学部 卒業 1978年4月 ミノルタカメラ株式会社（現コニカミノルタ株式会社） 1993年10月 同社 情報機器事業部 事業企画部 課長 2001年4月 同社 情報機器事業部 生産本部生産管理部長 2002年10月 同社 中国東莞工場 工場長 2003年10月 コニカミノルタビジネステクノロジー株式会社 副董事長 東莞工場総経理 2006年4月 同社 取締役 生産本部長 2008年4月 コニカミノルタホールディングス株式会社執行役 2011年4月 同社 常務執行役 2016年4月 同社 常務執行役 中国事業担当 2017年4月 同社 顧問	一株

- (注) 1. 家氏信康氏は新任の監査役候補者であります。
 2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 家氏信康氏が監査役に選任された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
 4. 家氏信康氏は、社外監査役候補者であります。社外監査役候補者に関する特記事項は、以下の通りであります。
- (1) 社外監査役候補者とする理由
 家氏信康氏は、コニカミノルタHDの顧問として会社経営・組織運営に関する豊富な経験を有し、当社の適切な監査を行う能力を有するものと判断し、社外監査役候補者として選任いたしました。
- (2) 当社は、家氏信康を東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、独立役員に指定し同取引所へ届け出る予定であります。

第4号議案 取締役の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2018年6月26日開催の当社第39期定時株主総会にて「年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）」と決議いたしておりますが、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、これまでと同様の「年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）」とし、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとさせていただきます。また、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

第5号議案 監査役の報酬等の額決定の件

当社は、監査役の報酬等について、2018年6月26日開催の当社第39期定時株主総会にて「年額25,000千円以内」と決議いただいておりますが、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、これまでと同様の「年額25,000千円以内」とし、各監査役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査役の協議によるものとさせていただきます。

第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として2019年5月15日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第2号議案が原案どおり承認可決された場合に再任される取締役4名及び在任中の監査役3名（うち1名は、本総会終結の時をもって退任いたします。）に対し、本総会終結の時までの在任期間に対する功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役及び各監査役の退任時としたうえで、その具体的な金額、支給の方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次の通りであります。

ふりがな氏名	略歴
つじ 谷 潤 一	2014年6月 当社取締役 2017年4月 当社代表取締役（現任）
きく 池 浩 司	2017年6月 当社取締役 2018年12月 当社常務取締役（現任）
せき 関 口 泰 之	2018年12月 当社取締役（現任）
ひ 日 沼 徹	2018年6月 当社取締役（現任）
さか 坂 本 昌 和	2018年11月 当社取締役（現任）
やま 山 元 廣 治	2018年11月 当社監査役（現任）
はら 原 正 和	2018年6月 当社監査役（現任）
よし 吉 嶋 厚	2018年6月 当社監査役（現任）

第7号議案 譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として2019年5月15日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。本制度の導入につきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役4名及び監査役2名（第2号議案及び第3号議案が原案通り承認されますと取締役5名（社外取締役1名）及び監査役3名（社外監査役2名）となります。）は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額18,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、監査役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額2,000千円以内といたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定し、各監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役の協議において決定いたします。

本制度により、当社が取締役に対して新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年18,000株以内、監査役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年2,000株以内といたします。ただし、本総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役及び監査役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

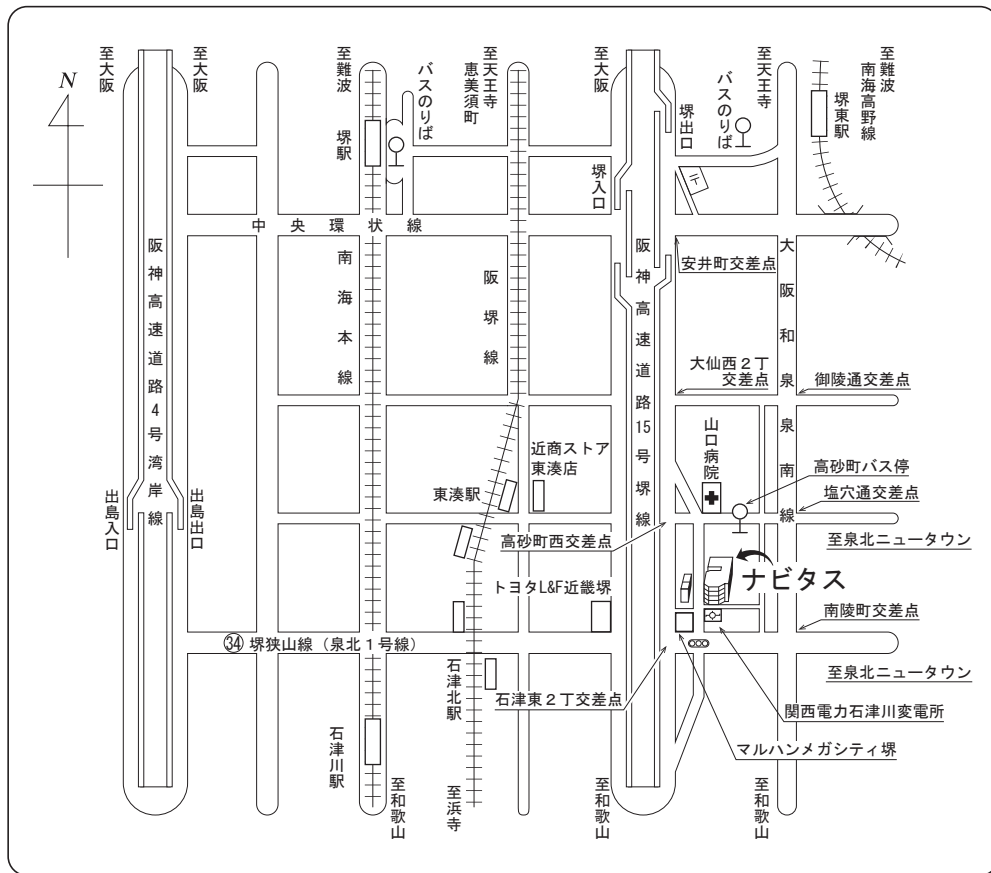
また、本制度による当社の普通株式（以下、「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の取締役及び監査役との間において、①一定期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容を含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役及び監査役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本制度においては、当社の取締役及び監査役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員並びに当社子会社の取締役及び監査役に対しても、当社の取締役及び監査役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

以 上

第40期定時株主総会会場ご案内図

大阪府堺市堺区石津北町9番1号
 当社本社 4階 カルチャーセンター
 TEL 072-244-1231



南海本線 堺駅より南海バス堺市内南回り22系統利用

高砂町バス停より徒歩5分

南海高野線 堺東駅より南海バス堺市内南回り21系統利用

高砂町バス停より徒歩5分

タクシーご利用の場合は、堺駅、堺東駅から約10分です。

駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用下さい。

